

# 寄 附 行 為

財団法人 ぎふしん記念財団

# 財団法人ぎふしん記念財団寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人ぎふしん記念財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岐阜市神田町6丁目11番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、公共施設の緑化推進及び同施設に関する整備事業並びに生活環境向上についての啓蒙活動を行い、もって健全で文化的な生活環境の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公共施設の緑化推進に対する助成
- (2) 公共施設に関する整備に対する助成
- (3) 生活環境向上についての啓蒙活動
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得、岐阜県知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決により定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算は、理事長が作成し、その年度末の財産目録とともに監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### 第3章 役員等

(種別及び選任)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人(理事長を含む)

(2) 監事 2人

- 2 役員は、理事会において選任する。
- 3 理事は、互選により、理事長を選任する他、必要に応じて専務理事を選任することができる。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐して日常の業務を処理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意により解任することができる。

- 2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第18条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

(事務局)

第19条 事務局については、理事会の議決を得て理事長が定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

( 権能 )

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

( 招集 )

第22条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

( 議長 )

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

( 定足数 )

第24条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

( 議決 )

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 書面表決等 )

第26条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

( 議事録 )

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その理事会において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更及び解散

( 寄附行為の変更 )

第28条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、岐阜県知事の認可を得なければ、変更することができない。

( 解散及び残余財産の処分 )

第29条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、岐阜県知事の許可があったときに解散する。

2 解散するとき存する残余財産は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、岐阜県知事の許可を得て、この法人の類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第6章 補則

( 委任 )

第30条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、寄附行為施行の日から昭和62年3月31日までとする。
- 5 平成18年3月30日岐阜県知事の許可を得て、理事定数を1名増員し6名とする。